

公報におけるプライバシーの保護

産業構造審議会知的財産分科会 第12回商標制度小委員会

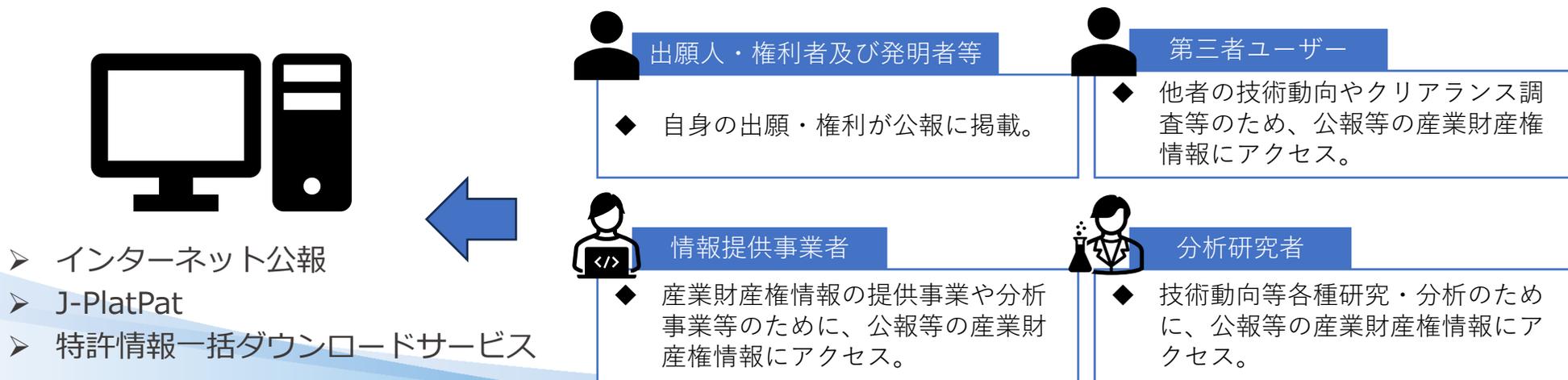
令和7年6月13日



特許等公報発行制度の意義・目的

- 特許庁は、特許法等に基づき公報を発行している。公報発行の主な目的は、以下の2点。
 - **出願の公開**：「出願情報」を一般に提供することで**重複投資を防止し効率的な投資を促す**
 - **権利の公示**：各権利の範囲を示す「権利情報」を一般に提供することで**紛争の回避に資するとともにその活用を促す**
- 明治22年以降、公報発行により、出願情報及び権利情報等を広く情報提供。平成27年4月に全ての公報についてインターネットでの発行を実現。
- インターネットを通じて無料で産業財産権情報の検索ができるサービスとして、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、INPIT）において、平成27年3月より「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」が運用開始（前身事業の「特許電子図書館（IPDL）」は、特許庁において平成11年より提供開始）。本サービスでは公報情報にも簡便にアクセスが可能。
- 特許情報標準データ（※）や諸外国の公報データなどをダウンロードできるサービスとして、「特許情報の一括ダウンロードサービス」も提供している。

（※）特許庁が保有する特許・実用新案・意匠・商標に関する書誌・経過情報等について、情報の更新日単位でまとめられたバルクデータ。



現行制度の課題

- 公報においては、「権利の公示」の観点等より、**出願人・権利者及び発明者等を特定**するため、特許法等に基づき**氏名及び住所（居所）の個人情報**を掲載。
 - インターネットでの公報発行により誰でも容易に個人情報にアクセスできるが、昨今、社会全体におけるDXの進展に伴い、特許制度上、想定される利用範囲を超えた**個人情報の転用や発信等も容易**になっている中、**プライバシー保護の必要性が従前より高まっている**。
 - 平成27-28年頃より、法改正を要さずに実施可能なJ-PlatPat（公報PDF表示以外）等の特許情報提供サービスにおける住所概略化を順次開始したものの、その後も依然として多くのユーザーから、**公報における個人の出願人・権利者及び発明者等の住所非表示に関する要望が寄せられている**。
- ⇒**出願人・権利者及び発明者等の住所情報の利活用とプライバシー保護の必要性の両側面を踏まえた上で、DX時代にふさわしい制度的措置として、公報における住所表記の在り方を検討する必要がある。**

過去の検討経緯

- ✓ 平成28年に、知財分科会情報普及活用小委員会から「個人情報の保護を強化する必要性が高まっていることに鑑み、公報に掲載する住所を概略化すべき。」旨の提言を受け、法改正の検討を実施したものの、**その当時は立法事実※の不足等により法改正は見送り**との結論となった。 ※当時は、個人住所掲載の課題が公報と特許情報提供サービスのどちらに起因するものか特定できなかったため、まずは運用で対応可能な特許情報提供サービスでの住所概略化の効果を見た上で、法改正の必要性は引き続き検討とされた。

ユーザーからの非表示要望の理由

- ✓ SNS等で活動している個人事業家であり、居住住所が公開されている現状は、不特定多数から悪質な嫌がらせ等を受ける可能性を高くしている。
- ✓ 注目されているイラスト・クリエイターや芸能活動を行っている出願人の場合、氏名や住所が勝手にネット記事などに転用されることや、一部の変質的なファン等によって身に危険が及ぶことが想定される。
- ✓ 自宅住所がネット検索等で発見されると、出願人本人だけでなく同居家族にも被害が及ぶことが想定される。
- ✓ 商標出願したいが、個人情報が悪用される可能性があるため出願できない。

公報における住所記載の例

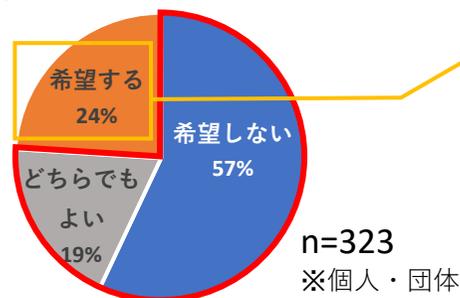
(19) 日本国特許庁 (JP)		(12) 公開特許公報 (A)		(11) 特許出願公開番号 特開2007-123456 (P2007-123456A)	
				(43) 公開日 平成19年5月20日 (2007. 5. 20)	
(51) Int. Cl.	F I	テマコード (参考)			
G 0 1 B 12/345 (2006. 01)	G 0 1 B 12/34	1 0 1 B	2 E 1 1 0		
G 0 2 C 9/87 (2006. 01)	G 0 2 C 9/87	Z N A	3 B 0 0 5		
G 0 1 B 67/89 (2006. 03)	G 0 1 B 67/89	Z			
G 0 1 B 12/345 (2006. 03)	G 0 1 B 12/345	U			
G 0 1 B 34/56 (2007. 01)	G 0 1 B 34/56				
審査請求 未請求 請求項の数 2 O L 公開請求 (全 6 頁) 最終頁に続く					
(21) 出願番号	特願2006-123456 (P2006-123456)	(71) 出願人	390000011 株式会社 花子		
(22) 出願日	平成18年9月10日 (2006. 9. 10)		東京都千代田区霞が関 4-2-1		
(62) 分割の表示	特願2004-332299 (P2004-332299) の分割	(74) 代理人	弁護士 代理 太郎		
原出願日	平成16年8月8日 (2004. 8. 8)	(74) 代理人	234567891 弁護士 代理 次郎		
特許法第 6 4 条第 2 項第 4 号の規定により図面の一部または全部を不掲載とする。		(72) 発明者	花子 太郎 神奈川県横浜市 1 丁目 2 2 0 0 番地		

公報に住所が掲載される者のニーズ — 掲載希望の有無・理由 —

- 公報における個人住所の掲載希望の有無について、希望しない者自体は50%~60%程度であり、どちらでもよい者まで含めた希望のない者は80%~90%程度。
- なお、掲載を希望する者においては、「ライセンス交渉等の連絡を受けるため」や「メーカーからの問合せを受けるため」等が理由として挙げられている。

出願人・権利者

Q：公報に自身の住所を掲載したいか

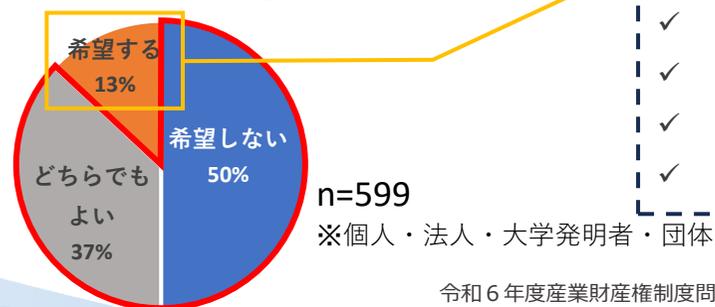


Q：掲載を希望する理由

- ✓ ライセンス交渉等の連絡を受けるため。
- ✓ 住所情報で権利者を特定することでビジネスにおける利用が有利となるため。
- ✓ 知名度向上のため。
- ✓ 商談時に有効なため。
- ✓ 権利者の所在を明確化するため。

発明者等

Q：公報に自身の住所を掲載したいか



Q：掲載を希望する理由

- ✓ メーカーからの問合せを受けるため。
- ✓ 技術的な質問を受けることがあるため。
- ✓ 問い合わせが容易になり色々な広がりができるため。
- ✓ 会社内としているので不都合がないため。

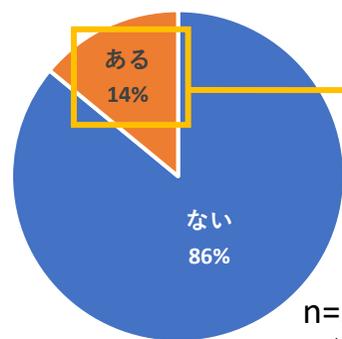
令和6年度産業財産権制度問題調査研究「公報における出願人等住所の概略表記に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）
 ■ アンケート調査（※）：対象：個人 319者・法人 280者・情報提供事業者 72者・分析研究者 9者・大学発明者 7者・団体 9者
 ■ 公開情報調査：海外制度に関する情報収集
 ※ アンケート調査では、一部の設問を除き、（四法別ではなく）公報全般に係る設問を設定しており、本資料においても特記がないものは公報全般に対する回答となっている。

公報に住所が掲載される者のニーズ — 支障の有無・内容 —

- 住所の掲載による支障がないユーザーが多数の反面、一部のユーザーにおいては、ダイレクトメールによる実害や、自身の住所がインターネットで公開されることへの不安等が生じている。
(プライバシー保護のための制度的措置の必要性)

出願人・権利者及び発明者等

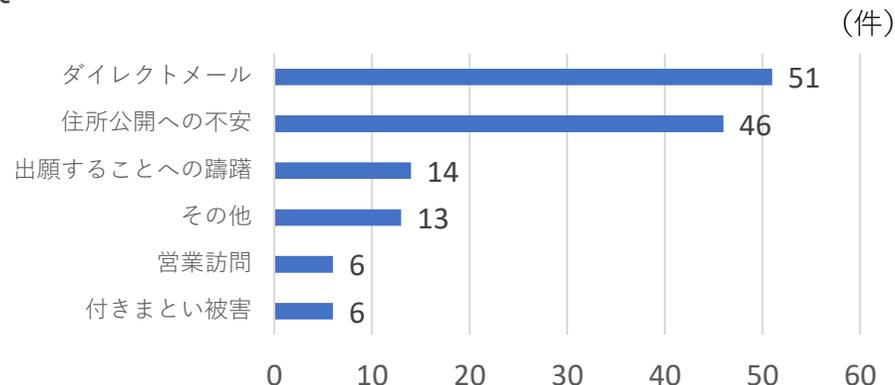
Q：住所の掲載によって支障があったか



n=583

※個人・法人・大学発明者・団体

Q：どのような支障があったか ※複数回答可



支障の具体事例

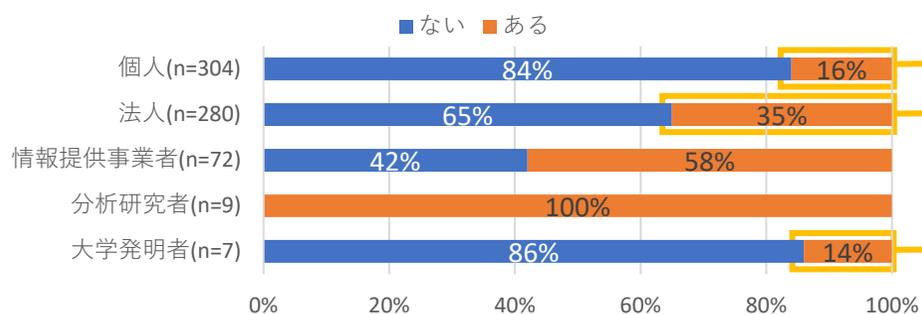
- ✓ 聞いたことのない団体から、企業向けの情報誌への掲載を求めるDMが届いた。
- ✓ 子供（発明者）の特許出願の際、住所等が公開されることに不安がある。
- ✓ 強盗被害等への不安感がある。
- ✓ 住所が晒されるためかなり出願を躊躇した。
- ✓ ペンネームと本名とが紐付いてしまうことへの不安がある。
- ✓ SNSにより、自動的に情報がアップされるものもあり、恐怖を感じた。

公報掲載の住所情報を利用する者のニーズ — 第三者ユーザー —

- 住所情報を利用している第三者ユーザー（※）は10%～30%程度。
- 第三者ユーザーにおける住所情報の利用目的は「特定の出願人・権利者等の抽出」や「ライセンス等の接触」が多い。

（※）本アンケート調査で対象とした第三者ユーザーは、特許庁に出願したことがあるユーザー。

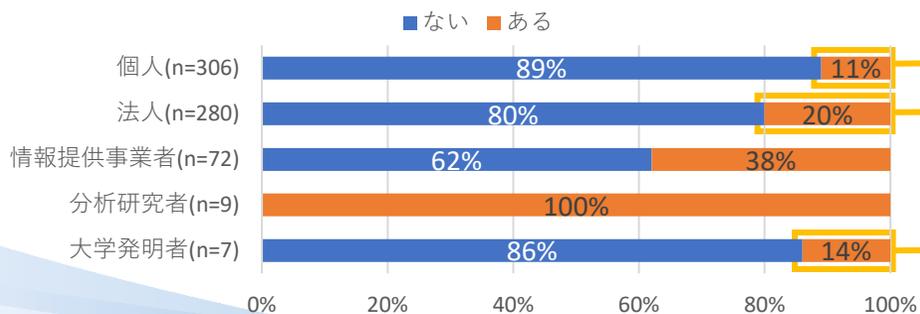
Q：出願人・権利者の住所情報を利用することがあるか



Q：住所情報の利用目的（特許）※複数回答可



Q：発明者等の住所情報を利用することがあるか



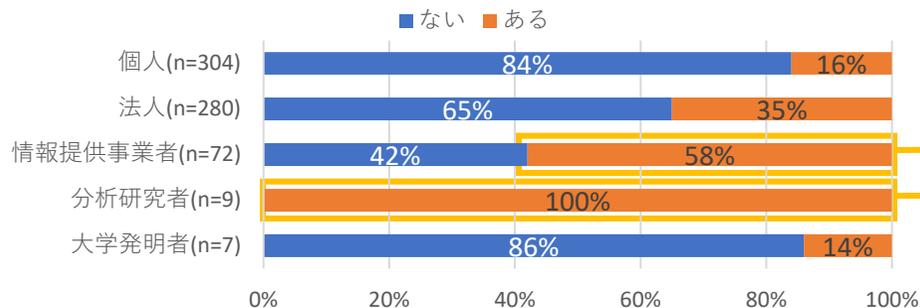
Q：住所情報の利用目的（特許）※複数回答可



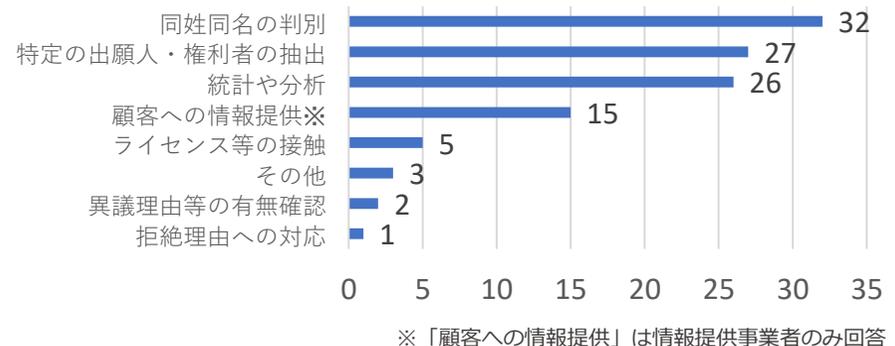
公報掲載の住所情報を利用する者のニーズ — 情報提供事業者・分析研究者 —

- 情報提供事業者や分析研究者においては、多くのユーザーが住所情報を利用している。
- 情報提供事業者や分析研究者における住所情報の利用目的は「同姓同名の判別」や「特定の出願人・権利者の抽出」、「統計や分析」が多い。

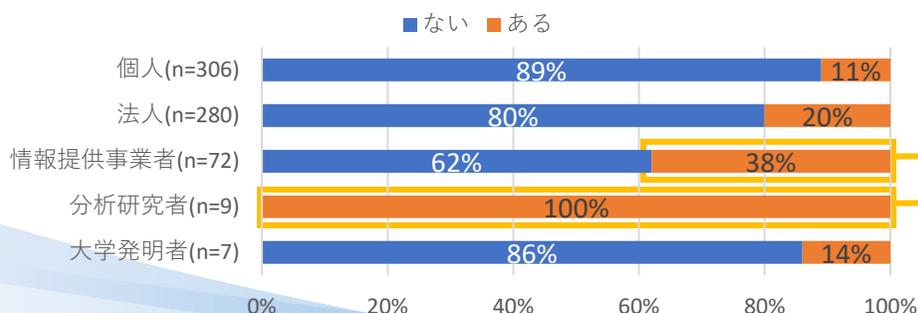
Q：出願人・権利者の住所情報を利用することがあるか



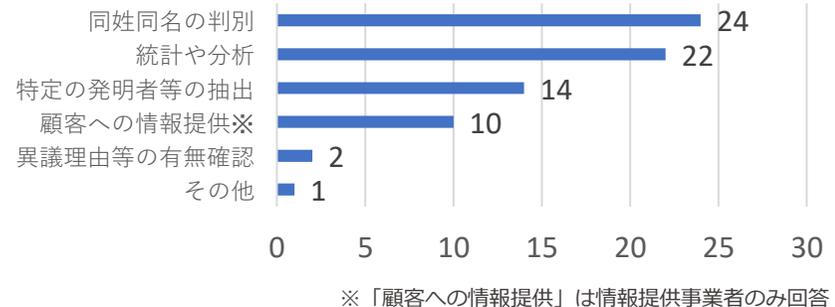
Q：住所情報の利用目的（特許）※複数回答可



Q：発明者等の住所情報を利用することがあるか



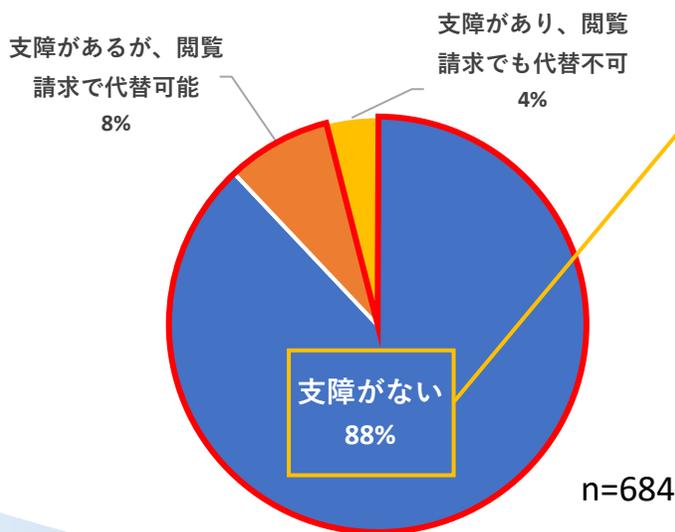
Q：住所情報の利用目的（特許）※複数回答可



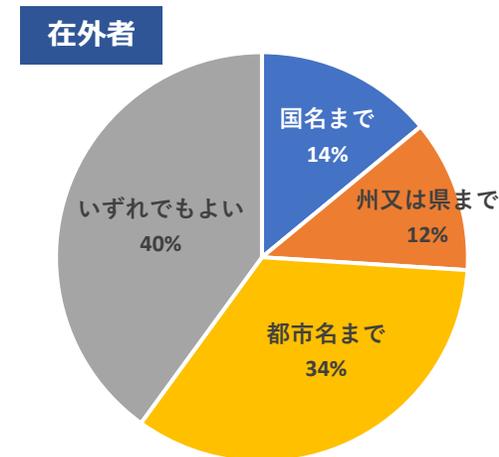
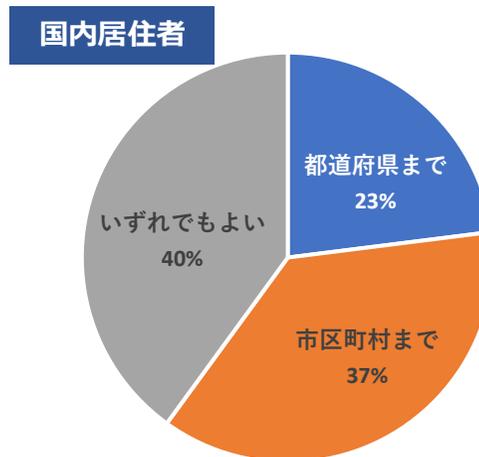
公報掲載の住所情報を利用する者のニーズ — 概略表記による支障 —

- 公報における個人の住所が概略表記であっても支障がないユーザーは88%。
- 支障があるユーザーにおいて、支障がある利用目的は「ライセンス等の接触」が最も多く、同ユーザー（12%）のうち、閲覧請求で代替可能であるユーザーは8%であったのに対し、閲覧請求でも代替不可であるユーザーは4%にとどまる。
- 概略表記のレベルについては、「いずれでもよい」を除くと、国内居住者については「市区町村まで」、在外者については「都市名まで」の希望が多い。

Q：出願人・権利者の住所が概略表記であった場合の支障の有無
(支障ありの場合は閲覧請求での代替可否)



Q：概略表記のレベルの希望



※発明者等の住所についても同傾向の結果であった。

(参考) 各国・地域の公報の状況等

- 主要な海外庁が発行する公報については、多くが概略表記対応しており、出願人・権利者と発明者等の両方とも住所を完全表記している国は日本のみ。
- この他、PCT国際出願に係る国際公開において住所（あて名）が全表記されているが、昨今の個人情報保護・プライバシーの一般原則と整合をとるべく、現在、住所など個人情報への公衆アクセスに係る見直しの検討が進められている。

	特許		実用新案		意匠		商標
	出願人・権利者	発明者	出願人・権利者	考案者	出願人・権利者	創作者	出願人・権利者
日本	完全	完全	完全	完全	完全	完全	完全
米国	概略	概略	-	-	概略	概略	完全
欧州	概略	概略又は非表示	-	-	完全	取得なし	完全
中国	完全、外国人は概略	取得なし	完全、外国人は概略	取得なし	完全、外国人は概略	取得なし	完全
韓国	完全、自然人のみ概略可	完全又は概略	完全、自然人のみ概略可	完全又は概略	完全、自然人のみ概略可	完全又は概略	完全、自然人のみ概略可

PCT国際出願に係る検討状況

※PCT/WGの作業文書より ([PCT/WG/17/8](#)及び[PCT/WG/17/9](#))

出願人については（出願人又は代理人のうち、少なくともいずれか1人の住所は必要であるものの、）他の出願人の住所を、発明者については（氏名は必須であるものの、）全員の住所を公衆アクセスから除外することを可能とするPCT規則改正草案について検討中（発明者名については、統計分析に十分な情報（例：国名又は都市名の概略表記）との併記が一案として提示（PCT/WG/17/8のパラ25））。

他法域の状況（プライバシー保護に関する検討動向）

- プライバシー保護の観点から、法務省において以下2つの制度見直しの検討が実施された。
 - ✓ インターネット・SNSの普及等により、住所を公開することへの抵抗感からの起業の躊躇などにつながることを懸念する声の高まりを受けて、商業登記規則等の改正により、**代表取締役等住所非表示措置**が創設された（令和6年10月1日施行）。
 - ✓ **破産者マップ問題**を受け、法制審議会（民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会）において検討。個人破産者のプライバシー保護の観点から、**破産手続における官報公告を廃止すべき等の意見**が出されたものの、**同公告は破産債権者の財産権を保障するための手段であるなどとして反対する意見又は慎重な意見**があったことから、制度的措置は見送りとなった。

代表取締役等住所非表示措置

※法務省HP「代表取締役等住所非表示措置について」より

一定の要件の下、登記事項証明書等において株式会社の代表取締役等の住所を一部表示しないこととする措置（住所表示は最小行政区画として「市区町村」まで（東京都においては特別区まで、指定都市においては区まで））。

（従来の登記情報）

役員に関する事項	東京都千代田区一丁目1番1号 代表取締役 法務太郎
----------	------------------------------



（非表示措置後の登記情報）

役員に関する事項	東京都千代田区 代表取締役 法務太郎
----------	-----------------------

破産者マップ問題

官報での公告情報を基にしたと思われる「破産者マップ」が2019年にインターネット上に公開。地図上に破産者等（過去に破産申立した者、個人再生申立した者等）の住所地がマークされ、そのマーク周辺の破産者等の氏名・住所も表示されるもの。個人情報保護委員会からの行政指導で当該サイトは閉鎖されたが、次々と同様のサイトが現れ、中には情報の削除に金銭の要求をするサイトまで出現。

破産手続における官報公告の廃止等に反対・慎重な意見

※民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案の補足説明（令和4年8月法務省民事局参事官室）P64より

- **公告には善意又は悪意の推定の効果**があり（破産法第51条）、その効果は実務上重要な意味があるが、官報での掲載がされないなど裁判所外における公示がされない、**その仕組みに影響を及ぼし得る**。
- 与信管理業務を行う者は官報への掲載を通じて直接又は間接にその情報を得ており、**その仕組みが設けられないと実務上大きな影響がある**。
- 配当等がない同時廃止事件に限定して公告を見直すといったことについても、免責の効果は通知がされない債権者にも及び、その公告には、免責についての意見申述の機会を保障する意味がある。

対応の方向性（公報における住所表記の在り方）

- 公報に住所が掲載される者側のニーズによれば、公報における個人の住所は一律非表示が望ましいが、他方、住所情報を利活用する者側のニーズによれば、公報掲載情報においても一定の個人特定性を担保できる方が望ましいと考えられる（後者のニーズのうち、「ライセンス交渉」での利用目的については、出願書類や登録原簿等の閲覧請求で対応可能）。
- こうしたユーザーニーズのバランスをとりつつ、DX時代における個人のプライバシーを適切に保護するため、他法域での状況も踏まえ、公報における個人の出願人・権利者及び発明者等の住所は概略表記（国内居住者については市区町村まで（※）、在外者については都市名まで）とすべく、所要の制度改正（特許法第64条第2項等の改正）を行うこととしたい。

（※）東京都においては特別区まで、指定都市においては区までの表記とする。

検討におけるポイント

（公報に住所が掲載される者のニーズ）

- ・公報への住所掲載については、希望のない者が大部分。＜P 3＞
- ・住所掲載の支障としてDM等の実害は一定数に上る。＜P 4＞
- ・他法域での現状（破産者マップ問題等）も踏まえれば、その他の住所掲載に対する不安・懸念も見過ごし難い（DX時代にふさわしい措置の必要性）。＜P 2、4、9＞
- ・J-PlatPat等での住所概略化以降も、公報における住所非表示に関する要望が多く寄せられている。＜P 2＞

（公報掲載の住所情報を利活用する者のニーズ）

- ・第三者ユーザーにおける利用目的は、「特定の出願人・権利者等の抽出」や「ライセンス等の接触」が多い。＜P 5＞
 - ・情報提供事業者・分析研究者における利用目的は、「同姓同名の判別」や「特定の出願人・権利者の抽出」、「統計や分析」が多い。＜P 6＞
 - （・概略表記で支障があり、閲覧請求でも代替不可であるユーザーはごく一部。＜P 7＞）
- ⇒公報情報として、一定の個人特定性の担保が求められると考えられる。

（出願人・権利者及び発明者等の確認方法）

- ・公報や特許情報提供サービス（P 1）の他、出願書類や登録原簿等を閲覧請求（※）することにより、出願人・権利者及び発明者等を確認することが可能（登録原簿の閲覧請求では、公報情報とは異なり、最新の権利者情報を確認することができる）。

（※）特許（特許庁のファイルに記録されている事項に限る。）については特許公報発行の日から1年間、商標については商標公報発行の日から2月間は、手数料無料で閲覧（縦覧）することができる。